

## 令和7年度 第7回岩手地方最低賃金審議会 議事録

### 1 日 時

令和8年3月19日(木) 午前10時00分～午前11時58分

### 2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

### 3 出席者

(公益代表委員) 植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

(労働者代表委員) 小菅委員、小林委員、佐々木委員、山田委員

(欠席委員: 藤本委員)

(使用者代表委員) 瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

(欠席委員: 工藤委員)

(事務局) 白石労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、小田島賃金室長補佐、鈴木賃金室員

### 4 議 事

(1) 令和7年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について

(2) 令和8年度岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る意向表明について

(3) 令和8年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

(4) その他

### 5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された(最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」)。

次に、齋藤会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林委員、使用者代表委員から瀬川委員が指名された(岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」)。

(全ての議事を「公開審議」とした)

#### (1) 令和7年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について

##### ○齋藤会長

それでは、議題に入ります。なお、本日の審議会は正午頃までを予定しておりますが、議事内容が多々ございますので、円滑な審議にご協力をお願いいたします。

それでは、まず議題(1)「令和7年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について」です。

初めに、事務局から議題の趣旨について説明をお願いします。

##### ○事務局 賃金室長

令和7年度岩手地方最低賃金審議会の運営についてでございますが、第1回審議会でも5つの了解事項が確認されております。これに基づき審議会を運営してきたところでございます。令和7年度審議会運営上の了解事項でございますが、1点目は岩手県最低賃金は10月1日発効、特定最低賃金は年内発効を目標とするが、丁寧な審議及び社会情勢

を適切に踏まえた審議日程を調整すること。2点目は、運営小委員会は必要性が認められたときに設置すること。3点目は、岩手県最低賃金の参考人意見聴取は、労働者3人、使用者2人から行うこと。4点目は、行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること。5点目は、効率化の観点から資料をスリム化する試みを継続すること。この5点でございました。

これらのことを踏まえまして、令和8年度の審議会運営に資するため、了解事項に係る3項目について、岩手地方最低賃金審議会のご意見を賜りたいと思います。

了解事項に係る検討テーマでございます。1点目は実質的な審議時間が十分に確保できていたかについて、2点目は審議資料が十分に提供できていたかについて、3点目はその他お気づきの点についてですが、特に事務局からは審議日程について補足させていただきます。

岩手県最低賃金は、10月1日の発効を目標としておりましたが、中央最低賃金審議会の目安答申が社会情勢及び7回に及ぶ小委員会審議のため、例年より遅い8月4日の目安額答申となったことと、10月1日発効にこだわることなく、審議を尽くす観点から、岩手県最低賃金専門部会は、8月7日から8月27日までの期間に5回開催されております。また、特定最低賃金における特別小委員会での必要性審議では、例年1回のところ3回開催されております。各審議会及び専門部会等の開催に当たりましては、委員の皆様からご協力やご配慮をいただきながら全委員が出席できる日、またはできる限り多くの委員が出席できる日を設定し、調整させていただいたと考えておりますが、事務局の対応等至らない点もあったのではないかと思います。

以上、ご意見のほどよろしく願います。

#### ○齋藤会長

事務局から了解事項について意見を求めたい旨の依頼がありましたので、これらのごとについて、岩手最低賃金審議会の意見を取りまとめたいと思います。特に具体的なテーマとして3点提示されましたので、順を追って進めてまいりたいと思います。

まず、検討項目のア、実質的な審議時間が十分に確保できていたかについてでございます。これにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたように目安伝達の時期に応じまして、日程は若干後ろ倒しになりましたが、岩手県最低賃金専門部会、それから特別小委員会ともに例年以上の回数と時間をかけて審議をいただいたものと捉えておりますが、これにつきましてはご意見をお伺いしたいと思います。

瀬川委員どうぞ。

#### ○瀬川委員

これ一個一個やると、時間もなくなるのでまとめて述べます。

私がコピーしてきた資料を皆さんに見ていただきながらお話をしたいと思います。1枚もので資料2の2、令和7年度主要重点施策の実施状況等についての質問・意見というのがありまして、これは3月10日に開催された第2回岩手地方労働審議会での私の質問とそれに対する回答であります。今日ご出席の委員の中には、地方労働審議会の委員

もいらっしゃるので、既に御覧になっている方もいらっしゃいますが、まず審議時間と関連する部分について、令和7年度の岩手労働局の最低賃金審議会の運営について第1回岩手地方労働審議会で質問し、使用者側委員の退席について重く受け止めなければならないと考えていますとの回答でしたが、岩手地方労働審議会の資料への記述は「円滑な審議に努めた」のみだったのです。そもそも岩手県の地方最低賃金審議会の長い歴史の中で、使用者側全員が採決前に退席したことなんて一回もないそうです。初めてのケースですよ。採決に至る前に我々全員退席したわけです。今までの審議を尽くすという審議会の中で、労使ともにそれぞれ不満はあったとしても、採決を拒否するほどの歴史はなかった。それをそうせざるを得ない状況があったということに対し、「円滑な審議に努めた」で終わらせていいのかということでこの質問をして、労働局から追記する形で修正をいただきましたが、この辺りの認識はどうかと私は思うのです。

2年前に当時の岸田総理が、中央最低賃金審議会ですべての審議を尽くすという約束をしたのです。なのに審議を尽くさなかった結果、我々は退席したわけですよというのがまず1つです。

それから、退席の理由として挙げられるのは、公益委員の見解、79円に対する説明がない。それに地域間格差の是正が含まれていると言っていて、この地域間格差ってどういうことか、我々は最低賃金法第9条2項で通常の事業の賃金支払能力であるとかも含め、3要素でこれまで議論してきたわけですが、法律に書いていないから、3要素以外も含めて検討していいという回答なわけですよ。公益委員の見解は、3要素に加え岩手県の消費者物価地域差指数、地域間格差是正を総合的に勘案していくと言っていますが、地域間格差を議論する資料なんて何も示されてないし、何のデータがあるのか。もし、一歩引いてですよ、法律解釈でそれが規定されていないからやっていいということであれば、これからは地域間格差の資料を全部そろえてもらわなければならないということですよ。私は最低賃金審議会の委員をやって5年目ですが、過去の審議会ですべて地域間格差なんて議論したことはないですよ。全部3要素で議論している。主には、労働者側は賃金だとか生計費だとか、我々使用者側は経営者の賃金支払能力云々を労働局が準備した膨大なデータでもって議論しているのに、そこにはない地域間格差で額を決めるということ自体あり得ないと私は思います。地方労働審議会の質疑応答は岩手労働局のホームページにも掲載されると聞いておりました、私も全国中央会を通して、法律の専門家に公式に問い合わせたいと思っています。

まずはこの2つ言っておきたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。これにつきまして、事務局から何かございましたら説明をお願いします。

○事務局 労働基準部長

2点ご意見いただいた件、ご説明いただいたとおりではございますが、使用者側委員全員が退席したことは、事務局としても重く受け止めているというのは従前の回答のとおりでございます。

ただ、一方で審議を尽くさなかった結果退席というご説明がございましたが、事務局

側の認識としては労使で審議を尽くしていただいて、最終的にはこれ以上の歩み寄りがないということで公益委員見解が求められ採決に至ったもので、円滑な審議というところは例えばご指摘あった資料を準備できたかとか、そのような観点で円滑な審議に努めたという表現ぶりをしているということでございます。

もう一点、3要素の関係、地域間格差の関係でございます。地方労働審議会の回答にも書いてございますが、最低賃金法の解釈で解釈権限を持っているのは厚生労働省賃金課ですので、回答ぶり、質問内容も含めて厚生労働省賃金課に確認した上での回答でございますので、中央会本部を通じて厚生労働省賃金課なり確認をいただくとよいかと思えます。

○齋藤会長

瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

今の部長のお話しは、厚生労働省賃金課が回答したという内容で、自分たちはどうだったのだという話は一切なかったのですが、そもそも厚生労働省賃金課の回答が来る前も事務局は同じ認識だったのですか。

○事務局 労働基準部長

最低賃金法の解釈のところですか。

○瀬川委員

そうですね。

○事務局 労働基準部長

基本的には質問内容と回答案もこちらで作成し、厚生労働省賃金課に確認してもらったというところで、法令条文上見ていただくと「地域別最低賃金は3要素を考慮して定めなければならない」と書いていますので、これが「3要素に基づき」であるとか、「3要素により定めなければならない」ということであれば、条文解釈上は3要素だけで定めなければならないということだと思いますが、考慮してと書いているので、3要素以外のプラスアルファで最低賃金を決めること自体条文解釈上問題ないと考えています。公益委員見解の中でも3要素を考慮していないわけではなくて、公益委員見解の中には3要素に加えて岩手県の消費者物価地域差指数とか、地域間格差是正を総合的に勘案して示されたということなので、法令上は全く問題ないと考えています。

○瀬川委員

中央最低賃金審議会ですえ地域間格差の根拠をちゃんと示しているのですよ。なのに地方最低賃金審議会だからといって、後から取って付けたような数字で地域間格差が許されるから、それで出しましたみたいなのは後出しじゃんけんですよ。全く何を考えているかと怒りを覚えますね、今の話は。このセーフティネットという最低賃金制度をどう考えているのかということですよ、全く話にならん。沿岸や県北の中小企業、エッセンシャルサービスを行う企業がどれだけ苦しく大変な思いをして、12月1日に引上げになった最低賃金の給与を1月、2月で払ってきたか。自主廃業もどんどん増え、倒産も増えています。1円、2円でも争うような経営状況にある中で、地域間格差の根拠もないままに我々が採決に出れるわけがない。

そういう意味では今年度の運営に関して、それから法律解釈に対しても、年度当初から地域間格差みたいな話は一切なかったし、今年度の審議運営は問題ばかりだと思えますよ。言っては悪いですが、局長から担当まで事務局は全員人事異動で替わって、前の経緯が分からないスタートで、私たちは非常に不安に思ったのですが、案の定という感じになっているかと思えます。

○齋藤会長

藤田委員どうぞ。

○藤田委員

瀬川委員のお話に関連しますが、公益委員見解云々から始まって決定した最低賃金について、今ここで議論するのはナンセンスだと思いますので、この点について私からはお話しするつもりはございません。ただ最低賃金法の解釈については、非常に疑義があるものだと私は感じておりますし、私の知り合いの労働法の大学の先生は、極めて疑義がある解釈とおっしゃっていました。

今ある話がありましたが、立法技術論的にこの3要素で定めなければならないと書いてあって、例えばですが、最低賃金の決定に関して考慮すべき省令で委任する事項であるとか、必要な事項として省令で定めるとか、立法技術論的にそれが書いているのであれば論理、技術理論は成り立ちますが、3要素で定めなければならないと義務化しているのですよ。それが書いていないからといって、地域間格差という他の要素を考慮していいなんて解釈上おかしいですよ。当然これは解釈権限持っているのは厚生労働省あくまで行政機関で、最終的な決定は訴訟でしかありません。ただ、個別の訴訟までして訴える利益がある人は普通はいません。問題なのは地方最低賃金審議会の公益委員見解において、他の要素を考慮した見解は違法性を否定できないということです。違法性を否定できない公益委員見解に基づいて決定した答申、そしてその答申を基にした岩手県最低賃金の決定というのは、プロセス上瑕疵ある行政決定に基づいた決定ということになりますので、大きい問題になる。取り消すべき行為、または無効になるべき行為なのです。なったとしても、これは行政として覆ることは当然できないから、瀬川委員も言ったとおり後出しじゃんけんではありませんが、否定はできないわけですよ。なぜかといったら瑕疵ある行政決定を行政機関で肯定はできないですから。

ゆえに、言いたいのはこの解釈で他の要素を考慮してフリーハンドに最低賃金審議会に法律が委任を委ねているということではないということです。ですから、今言った厚生労働省の見解は正しくはないと思います。これは拡大解釈のし過ぎですが、最終的ジャッジは裁判所しか出せません。地方最低賃金審議会では違法性が阻却できない要素を考慮して決定したというのが問題なのです。今年も同じ議論が起きるということを考えて、運営に努めていただきたいという要望でございます。

これは全国的にも重要な問題ですから、私どもは、瀬川委員が言いましたけれども、中央を通して抗議したいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。今のご意見の1つ目は、違法性の問題と使用者側は考えざるを得ないということと、そういった瑕疵のあるものを踏まえた公益委員見解は問題があ

るのではないかというお話しではなかったかと思います。違法性の話がございましたけれども、例えば国の考え方あるいは他の県の考え方、そういう地域間格差の是正の問題を含めた事例があるのか等を含めて、もう一度事務局で何かお話しがありましたらお願いいたします。

○事務局 労働基準部長

ご参考までにお話ししますと、昨年度の岩手地方最低賃金審議会の公益委員見解を見ますと、地域間格差の是正の観点等を考慮して総合的に勘案して公益委員案を示したというような議事録記載になっております。

他局の事例をいいますと、岩手以外にも今年度地域間格差を踏まえた公益委員見解が示された県が複数ございます。

○齋藤会長

本県のみということではないということでございます。

それでは、藤田委員どうぞ。

○藤田委員

あくまでも運営ということのお話、そう理解してございます。ただ、来年度は今の言ったような考え方を前提に運営を進められるのであれば、私どもは今年度以上に厳しい姿勢で臨ませていただきます。

○齋藤会長

瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

今の部長の答弁は納得できません。政府自体が最低賃金の制度を経済政策に組み込んだ形で動かしているところにいっているわけですね。だから、石破総理の時代ですけれども、赤澤大臣があちこちの都道府県に大幅な引き上げを求め、鳥取は石破総理の地元ですけれども、秋田にも行ったり、そういったところが大幅に上げたのです。それに引っ張られる形で岩手もチキンレースに追随したというのがそのものでございまして、検討テーマのその他のところに関わりますが、きちっとした法律解釈なりセーフティネットという制度の法律に沿って、しっかりと審議会の審議が行われるべきだろうと思っています。地方労働審議会のときにも予告しておりましたが、東北6県の地方最低賃金審議会で法律の専門家のいないところは岩手以外にどこがありますか。

東北6県で弁護士なり法律の専門家が入っていない県は岩手だけです。青森県は弁護士2人も入っています。最低賃金法という法律に則して運営をするのであれば、法律の専門家を公益委員に加えるべきではないかと私は思います。

○齋藤会長

ただいまの意見に対しまして、何かありましたらお願いいたします。

○労働局長

私からお答えを申し上げたいと思います。

委員の選任に当たりましては、それぞれ推薦をいただいて、また公益委員についても推薦等を経まして任命をしているところでございます。その中で、現在ご指摘の法律の専門家が入っていないという一面があるということかと存じますけれども、現在のメン

バーの中で関係法令も含めてご審議をいただく方に、委員になっていただいている認識をしているところでございます。ご指摘については、今後の委員選任の過程で、事務局としてどのような対応ができるか考えていきたいと思っております。

また、冒頭瀬川委員からお話がありましたとおり、今年度私も含め事務局全体が交代してしまい、不安とご心配、また不手際があったかと存じます。その点はこの場をお借りしておわびを申し上げたいと存じます。

そういう中でありましても、私どもとしては最大限行政の継続性も含めまして、前任者等から確認をし、勉強し、円滑な審議運営に努めてきたところでございます。そういった中で、岩手地方最低賃金審議会の中身につきましては、公労使の皆さん方にご議論していただいたと思っておりますが、3要素を考慮してというところはここ数年の全国の最低賃金審議会の審議状況を見ても、様々なデータのよりどころを探しているといえますか、様々な観点で議論がなされていると認識しているところでございます。年度当初に地域間格差的なお話をさせていただいてなかったかと存じますが、そこは最低賃金の具体的な審議が始まる時期において、そういった要素もいろいろな社会情勢の中から入ってくるというのも十分あり得るのではないかと考えているところでございます。冒頭から、ないからということではなく、やはり審議の具体的なスタートの時点で中央最低賃金審議会の目安も含めまして、そういった中身も含めて考慮して皆様にご議論いただくと考えているところでございます。

答えになっているかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

#### ○齋藤会長

ありがとうございました。様々なご意見いただきましたけれども、法解釈につきましては、大学の先生でも一つの法律について様々なご意見があると思っておりますが、現時点においては法解釈権限は厚生労働省賃金課で有しておりまして、その解釈を取っているということのようでございますので、藤田委員がおっしゃったとおり、あとは訴訟で考えるということでございますが、今まで中央最低賃金審議会等においてもそのようなことはないということなので、もしそういうところがさらに大きくなれば、中央最低賃金審議会でもいろいろご議論いただく形になろうかと思っておりますし、そういったレベルで一地方というよりは、中央最低賃金審議会で考えることもあろうかと思っております。

あと、岩手地方最低賃金審議会においては、最低賃金法第9条2項の法定3要素を基本にして、地域のデータを活用しながらできるだけ丁寧な審議に努め、これまでのルールに基づいて中央最低賃金審議会の目安あるいは公益委員見解を十分参酌した上で、議論してきたところでございますが、中央最低賃金審議会の目安答申の中に地方最低賃金審議会への期待という項目がございます。その中には、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があること、賃金上昇率が増加傾向にあること、それから、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいという文言がございますので、これらを踏まえて中央最低賃金審議会の公益委員見解あるいは目安答申が検討されてきたと思っております。今後も労使あるいは公益も含めて様々な意見交換を十分に行い、丁寧な審議が行えるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

今の会長の話は納得できないですね。まず、地域間格差云々という話をするのであれば、地域間格差を示すデータなり根拠をスタートの段階で出していただきたい。例えば今日の机上配付資料1には全国の都道府県の最低賃金額が書かれていますが、ABCランクで逆転現象が起きる可能性がかなり出てきているのです。中央最低賃金審議会の目安額もAランクで63円、Cランクで64円というのは地域間格差是正のための1円だった。中央最低賃金審議会ですえ1円の差だったのです。それが何で岩手は8.3%も上がるのか。秋田県は全国最下位脱出その一点で8.4%、発効は翌年3月31日。そんなやり方が許されるのかということに非常に怒りを覚えます。

いずれ来年度の審議に当たっては、次の議論の項目ではありますけれども、相当の覚悟を持って臨みたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。もともとランク付けは格差の問題を含めたものと中央最低賃金審議会の全員協議会でも言っております。瀬川委員も昨年そもそもランク制には地域間格差の問題があるのではないかとというようなご発言がございましたが、それがいわゆる統計指標で19の指標がございますが、その数値が縮まってきているにもかかわらず最低賃金額差が広がっており、これを何とかしなければならぬということでAからDの4つのランクをAからCの3つにして、格差を縮めるということでランク制度の改正がございましたが、中央最低賃金審議会においても格差是正については考えているかと思いますが、この問題については各県とも労使のご意見がなかなか縮まらない中で、非常に苦労しながら審議を進めているというのが実情ではないかと考えておるところでございますので、その辺についても考慮いただきたいと思うところでございます。

労働者側からは何かございませんか。お考えがあればご発言をお願いします。

○佐々木委員

審議の結果は、結果として受け止めるということではございますが、労働者側として気にしていたのは、発効日が岩手の場合2か月ぐらい遅れたということがありますが、これは今後の審議の中で話しをしていかなければならないと思っているところでございます。それ以上のことについてはこれからの審議になると思いますので、それらを踏まえて次の審議を考えているところです。

○齋藤会長

ありがとうございます。山田委員どうぞ。

○山田委員

最低賃金審議会の中で、先ほどあったように中央最低賃金審議会でも方向性なり目安が示されるといえるところですので、それを踏まえて地方最低賃金審議会ですっかり議論していけばいいかと思っているところです。

あと、この場で確認するのは違いかもかもしれませんが、先ほど瀬川委員から配られた地方労働審議会での質問に対する回答ですが、岩手地方最低賃金審議会の適切な運営に関して採決結果を追記するとありますが、今までは載せていなかったのかということと、

今回載せたということは今後も結果を載せていくのかという点を確認させていただきたいと思います。

○齋藤会長

事務局お願いします。

○事務局 労働基準部長

今回このような審議経過を記載したのは、確認した限りでは初めてです。行政運営方針は最低賃金に関するものだけではなく、労働局が実施した取り組み全般の概要について記載しており、スペースの関係で細かい部分まで記載していないのが通例ですが、今回退席した事実経過をなぜ記載しないのかというご指摘があって、事務局としてご指摘を踏まえて追記をする形で整理させていただきました。

今後も審議経過などについて記載するか否か考えていませんが、皆様にもご相談しながら事務局で検討することになるかと考えています。

○齋藤会長

山田委員よろしいでしょうか。

○山田委員

はい、ありがとうございます。

○齋藤会長

それでは、様々ご意見をいただきましたが、その他にご意見はございますか。

○宗形委員

検討項目イの審議資料について1点要望させていただいていただきたいのですが、法定3要素の一つである企業の賃金支払能力についての資料が不足していたと思います。特に中小企業への賃上げの波及に言及しながら、その経営実態が把握できる資料が不足していたと思います。本年度提出された資料を見ると、県内総生産とか、鉱工業生産指数とか、景況調査などで県のエネルギー価格、物価高騰等に伴う事業者の影響調査以外に中小企業の賃金支払能力を判断できる資料がございませんでした。

一方、中央最低賃金審議会においては、業況判断に加えて規模別経営利益増減、それから売上高経常利益率、法人企業統計による企業収益、労働生産性等、具体的に企業の規模別の支払能力が分かる資料が提供されておりました。本県の審議会においても、中央最低賃金審議会と同様に企業規模別の賃金支払能力が分かる資料を提出していただきたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。非常に具体的なお意見でございましたが、事務局で何かありましたらお願いします。

○事務局 労働基準部長

ご指摘ありがとうございます。中央最低賃金審議会に提出しているデータには、全国統計しかないデータと都道府県別があるデータがございます。基本的には中央最低賃金審議会でも共有された都道府県別データで提供できるものは全て提供していますが、先ほどご指摘いただいた経常利益などのデータは、確か都道府県別のものがなかったと記憶していますが、それ以外に提供できる資料がないかどうかは再度確認させていただきます。

ますが、基本的には、中央最低賃金審議会ですべて使っているデータで提供していないデータはないという認識でございます。

それ以外に中央最低賃金審議会の審議ですべて使っていないけれども、公表しているデータであるとか、何かそういうものがあれば提供できますが、予算を使って資料を入手し提供することについては、厚生労働省賃金課からはできないという回答でしたので、どういった資料があれば円滑な審議になるなどのご意見をいただきながら、可能な限り提供できる資料を出すスタンスで次年度も取り組んでいきたいと思っております。

○齋藤会長

宗形委員どうぞ。

○宗形委員

都道府県別でいうと、先日岩手県信用保証協会の方とお話したときに、データ提供の協力はできるような話をいただきましたし、また規模別でいうと県独自のものまでは確認していませんが、日本政策金融公庫の経営指標、調査、それから東京商工リサーチの中小企業経営指標等々が活用できるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

○齋藤会長

ありがとうございます。今の件についての検討は事務局よろしいですね。

○事務局 労働基準部長

個別にご教示いただきながら、対応できるところは対応したいと思います。

○齋藤会長

近藤委員どうぞ。

○近藤委員

資料について意見ですが、学術的な考え方を示させていただくと、最低賃金というのはいわゆる福祉政策の位置付けになりますので、基本的にはマクロ経済統計を使う、マクロ経済統計の中の企業部門を使っていくことになります。物価等においては、マクロ経済統計の中の家計部門を使うという形で行って行っていましたので、厚生労働省としてはそのような資料になっているかと思っております。

一方で、宗形委員がおっしゃられたような、例えば個別の業界団体とかが集計した資料は、基本的にはマクロ統計とはみなされませんので、そうするとマクロ統計とミクロの統計で齟齬が当然出てくるわけです。特にサンプル数が少ない場合は、非常にそれが出てくる。例えば、今回審議会の中で議論したものでいうと、家計調査などはそれに当てはまり、サンプル数が少なくバイアスがかかるので、これは消費者物価指数とは全く違うものになります。つまり、消費者物価指数はマクロ統計の家計部門に入ってくる統計資料ですから、家計調査については参考程度にするという形になると思っております。

何を言いたいかというと、私も専門部会でいろいろ議論したときに、企業の賃金支払能力の統計はできる限り多い方がいいと思うのですが、宗形委員がおっしゃられたような資料は、あくまでも参考程度にしないと全体のマクロ経済の状況と個別企業のミクロ経済の状況がミスリードする可能性がありますので、あくまでも参考程度に留めた方がいいのではないかとというのが学術的見解になります。繰り返しますが、ミクロの個別企

業の企業業績とマクロの経済統計というのは、齟齬が出てくるのが前提としてあるということを確認していただければと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。そういった見解もあろうかと思しますので、その辺も配慮の上でミクロ的なデータについても使えるものは使って、参考ができるものは参考として、基本的には今までのように公表しているデータを基にということでしたが、確かに特に賃金支払能力につきましてははっきりしたものが少ないと、賃金改定状況調査結果の第4表ぐらいが最低賃金のために作った調査でございますが、それ以外になかない。今年も例えば労働分配率とか、労働生産性の話もありましたが、全国レベルのデータはあっても、調査対象数が少ないので県レベルのデータの公表までに至らないというものが多々あると思いますので、本来であればその辺の統計をもっと充実していただければ県レベルの議論をもう少し具体化できる部分もあるのではないかと思いますし、個人的にはそういう要望をしておきたいところではございます。

以上でございますが、それ以外にございますでしょうか。山田委員どうぞ。

○山田委員

去年もお願いしたかもしれませんが、資料をペーパーレスで対応いただけると非常に助かると思います。そうすると新しい資料もどんどんデータで保存して、パソコンを持参して閲覧できると非常にいいので、ぜひご検討いただければと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。今のご意見に対して事務局何かございましたらコメントお願いします。

○事務局 労働基準部長

個人的にはペーパーレスで対応したいと思っております。本省では中央合同庁舎全体にWi-Fiが入ってネット環境が整っているのですが、タブレットが配布されペーパーレス会議が当たり前な環境なのですが、岩手労働局では合同庁舎全体にWi-Fiが入っていないなどネット環境が整っていない状況で、そのハードルがかなり高いという印象でございます。ただ、問題意識は持っておりますし、ペーパーレスという世の中の流れもありますので、いろいろ制約はありますが引き続き前向きに検討したいと思っております。

○齋藤会長

ありがとうございました。近藤委員どうぞ。

○近藤委員

山田委員のおっしゃるとおり、ペーパーレスは私も進めたいと思っております。毎年膨大な統計などの資料で探すのが大変なので、ここにWi-Fiが入っていないというのは知らなかったのですが、事前にPDF化をした資料を送っていただければ、それをダウンロードして自分のタブレットなりパソコンで見るような形もあり得るかと思ますし、県の審議会なども事前に資料をデータで頂いている形ですので、Wi-Fiでつながらなくても、例えば事前にメールで送っていただくだけでもすごく助かりますので、ぜひご検討いただければありがたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、そういったご意見も踏まえて改善できるのであれば、事務局で進めていただければと思います。それ以外にございますでしょうか。

特になければこの議題（１）につきましては以上で終了させていただきたいと思いません。今後とも十分な審議ができますよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

○労働局長

今年度の振り返りにつきまして、様々なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。いただいたご意見等を踏まえまして、事務局としてどのように対応できるかも含め、来年度へ向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、中央最低賃金審議会でも今年度の審議結果につきまして振り返りを行っていると同っております。その中でも、目安額との乖離及び発効日の大きな地域差など、大きく取り上げられているとの話は聞いているところでございますが、中央最低賃金審議会の振り返りも含めまして、厚生労働本省とも緊密に連絡をして来年度の円滑な審議に向けて事務局として対応してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

○齋藤会長

ありがとうございました。

## （２）令和８年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改定決定に係る意向表明について

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題（２）「令和８年岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

特定（産業別）最低賃金の改正決定につきまして、意向を表明すること及び意向を確認することは法的手続によるものではございません。審議会の円滑な運営、年間スケジュールの調整等に鑑み、本省通達に基づき実施しているものでございます。

具体的には、年度末を目途に申出の意向を審議会において労使から確認することになっており、局長に意向表明があったものについては、あわせて審議会に報告することになっております。なお、正式な申出は７月末を目途に提出いただく申出書により行われることとなります。

それでは、本日までに労働者側から意向表明がされておりますので、事務局からご報告させていただきます。

○事務局 賃金室長補佐

ご報告いたします。資料 1 を御覧ください。３月16日付けで日本労働組合総連合会岩手県連合会会長から、2026年度特定（産業別）最低賃金改定にかかる意向表明が提出されております。

３行目から読み上げさせていただきます。最低賃金法第15条の規定により「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製

造業」、「自動車小売業」、「百貨店、総合スーパー」の4業種に係る特定（産業別）最低賃金の改定及び「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の新設について意向を表明いたします。

続きまして、記の1改定を申し出る特定（産業別）最低賃金です。労働協約ケースは「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」と「岩手県百貨店、総合スーパー」の2業種となっております。公正競争ケースは「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」と「岩手県自動車小売業」の2業種となっております。新設を申し出る産業別最低賃金として、「岩手県電子部品・デバイス・電子回路製造業」が公正競争ケースでの申し出を行うとなっております。適用する労働者及び労働者の範囲については記載のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

裏面に移りまして、申し出の理由ですが、「（1）当該産業は県内の主要な産業に位置し、雇用労働者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きく、労働条件の向上および同一産業内の公正競争の観点から地域別最低賃金より高い水準の最低賃金を設定する必要がある。」、「（2）当該産業に従事する組織労働者の賃金改定交渉が現在進められ、組織労働者の賃金改定に伴い地域別最低賃金の改定が行われると見込まれることから、当該産業の特定（産業別）最低賃金についても改定を行う必要がある。」、「（3）新設する電子部品・デバイス・電子回路製造業においては、大手企業と中小企業間の賃金格差が大きいため、公正競争を促進し、地域経済の持続的な発展に寄与する観点から、産業別最低賃金の新設が必要である。」とあります。

5の申出産業・申出人並びに申出期日については記載のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2を御覧ください。こちらは、令和7年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数となっております。昨年度と違う点をご説明しますと、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」と「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」はこれまで合算した数値としておりましたが、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」を新設するとの意向表明がございましたので、今回は分けた数値としております。

事務局からは以上でございます。

○齋藤会長

ただいまの事務局の報告について質問、意見等があればご発言をお願いします。

（委員から「なし」の声）

それでは、続きまして使用者側から特定（産業別）最低賃金の改正決定について申し出の意向があれば表明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤田委員

使用者側としては、新設も含めて申出の意向は当然にございません。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、使用者側からは申出の意向表明はないということを確認いたしました。

続きまして意向表明されました岩手県特定（産業別）最低賃金につきまして、申出人となる労働組合から、各々申出理由を中心に意向を確認させていただきたいと思っております。

審議時間の都合もありますので、各産業3分程度でお願いします。

最初に「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」についてお願いします。

○佐々木委員

それでは、「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」に関する意向表明申出理由の趣旨でございますが、現在鉄鋼業は外的要因によってかなりの打撃を受けているところもございますが、岩手県においては主要な基幹産業であること、ここ最近であります。人手不足が進行しているということで、事業を継続するためには人材確保が必要であることが挙げられております。ましてやいわゆる「3K」という職場環境でなかなか若手が入ってこないという問題もございます。

ここ最近においては、地域別最低賃金の引上げが進んできていますが、地域別最低賃金と同程度の賃金水準では、この業種に人材がなかなか来ないということもございまして、それらも踏まえまして、この特定最低賃金改定の意向表明をさせていただいたところでございます。以上です。

○齋藤会長

ありがとうございます。次に「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」についてお願いします。

○小菅委員

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」の意向表明といたしまして、今年度の特定最低賃金専門部会の場合でもお話しさせていただきましたが、岩手県の「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」の業界を、電機、自動車産業に次ぐ、できることなら肩を並べるような産業にしていきたいという労使共通の認識がございまして、そのためにはこの産業の特定最低賃金を上げていかなければ勝負にならず、これから人材を確保していくためには、特定最低賃金が非常に重要なファクターだと労使とも認識しております。

岩手県内の有効求人倍率は下がりぎみの傾向にありますが、「光学機械機器・レンズ、時計・同部分品製造業」などが集中している北上市では、1.6倍という高い求人倍率が続いておりますので、企業規模が大きい電機や自動車産業に、人材確保の面でも対抗していくためには、この産業の特定最低賃金の底上げが重要だと認識しておりますので、意向表明させていただきたいと思っております。以上です。

○齋藤会長

ありがとうございます。次に「岩手県自動車小売業」についてお願いします。

○佐々木委員

自動車小売業につきましては、今までの内燃機関からEVまたはハイブリッドといった、エコ、カーボンニュートラルに向かっていっていることからしますと、販売やメンテナンスなどではそれなりの知識を備えていかなければならず、時代がそういう知識の必要性を求めていることから、セールスの人材が退職していく方が多く、もう一つは、ディーラーの中でも自動車整備士の賃金が低いことで辞めていかれる方が多くなっていることも踏まえると、賃金をしっかり上げていかなければ、専門知識や技能を持った人

材を確保できないだけでなく流出させてしまうことになるので、岩手県の自動車小売業の賃金は地域別最低賃金とは違う賃金の在り方として、しっかり議論して定めていかなければならないと思っておりますので、産業の優位性を持った審議をしていただけるよう申出意向をさせていただきます。以上です。

○齋藤会長

それでは、「岩手県百貨店、総合スーパー」についてお願いします。

○山田委員

「百貨店、総合スーパー」は、パート・時間給の方々が結構多いわけですが、仕事内容は以前と比べると大分多岐に及んできている状況があります。ご存じのとおり、レジはセルフ等になってきたりとかありますし、販売している内容も多岐に及んできている中で、地域別最低賃金よりも上の設定をしていく必要が当然あります。また、食に関する品物を売っている部分でいきますと、公正競争を実現していかないと、低い賃金で雇って安く品物を売るということになれば、産業自体衰退してしまうことにつながりますので、先ほど言ったように仕事内容が複雑多岐に及んできていることに加えて、安い賃金で働かせて商品価格を下げることがない公正競争基準をつくっていくためにも、特定最低賃金は必要ですから、よろしくをお願いします。

○齋藤会長

それでは、最後に「岩手県電子部品・デバイス・電子回路製造業」についてお願いします。

○小林委員

「電子部品・デバイス・電子回路製造業」は、今回新設させていただくということですが、「電気機械器具製造業」と「情報通信機械器具製造業」、この3つの中分類を合わせて200程度の適用使用者数、事業所があったということでしたが、その中でも大手企業と中小企業の賃金格差が大きいということがありまして、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の大手企業と中小企業との公正競争を保ちながら、それぞれ拡大して人材もうまく雇用しながら進めていければという思いもありまして、新設させていただくところであります。新設はなかなか厳しいというか、珍しい形にはなるかと思いますが、前向きな形で今回新設させていただくことをご理解いただきたいと思います。

○齋藤会長

それぞれご説明をいただき、ありがとうございました。

それでは、ただいま労働者側から意向表明があり、この場で意向を確認させていただきましたが、労働者側の意向表明等について質問、意見等があればご発言をお願いします。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

質問です。「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の新設ということですが、今年度の特定最低賃金専門部会の議論を振り返ると、労働集約型か資本集約型で全然労働分配率が違って、賃金の格差がそれによってどんどん開いているという話で、そもそも人が物を作らなくなったデバイスと、未だに人が物をつくっている小型産業と同じレベルで、同じ土俵で特定最低賃金を議論すること自体がそもそももう無理じゃないのか

という議論だったはずですよ。そこを検討した上で情報通信機械器具製造業を除外して、それ以外で特定最低賃金を示すという意味なのかお伺いしたいです。

○齋藤会長

ただいま労働集約型と資本集約型の企業では、労働分配率も違うでしょうし、賃金も違ってくるのではないかなというところで、その辺も踏まえた設定なのかということですが、お願いいたします。

○小林委員

瀬川委員の質問の回答ですが、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の中のデバイスに関して特定最低賃金専門部会で指摘されたところが大きいと思いますが、それぞれの業種にも労働集約型というのが多々あるかと思いますが、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」に限って資本集約型というものが多いと私らの認識ですが、そういったところで分割することである程度すみ分けができるかと思っております。

○齋藤会長

今ご説明ございましたが、デバイスについては、労働集約型も結構あるけれども、それ以外は……

○瀬川委員

逆です。資本集約型がデバイスです。

○齋藤会長

失礼しました。デバイスは資本集約型であります。それ以外は混ざっているものはあるけれども、これらをつなげて意向表明するということですが、いかがですか。

○瀬川委員

今日結論を出すわけではないので、来年度審議するまでに検討したいと思います。ちょっと理解ができないので、すみません、後でちゃんと調べます。

○齋藤会長

今お話ありましたように、必要性の審議等は正式な申出があって特別小委員会で議論いただきますので、今回は意向表明でございますから、労働者側もしっかり詰めていただければと思います。

それでは、それ以外にご意見ございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

### (3) 令和8年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

○齋藤会長

それでは、次に「令和8年度岩手地方最低賃金審議会の運営について」の1つ目、「令和8年度の実地視察について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

平成29年度から実施している地方最低賃金審議会委員による実地視察ですが、新型コロナウイルス感染症の関係で中止と判断した令和2年度と令和3年度を除き、これまで実施してきたところでございます。実地視察の実施時期、対象地域、対象業種などにつきましては、前回11月17日に開催しました第6回岩手地方最低賃金審議会において、委

員の皆様からご意見をいただいたところでございます。皆様からのご意見を踏まえまして、令和8年度の実地視察は、実施時期は6月中旬から下旬にかけて、対象地域は二戸地域、対象業種は食料品製造業以外の業種で、なるべくこれまで視察対象となっていない業種に絞り込んでご提案したいと考えております。今年度は大船渡市と陸前高田市の水産加工食品製造業の2社を視察しましたので、対象地域を二戸地域とすることは沿岸部と同様に内陸部と比較して最低賃金近傍の労働者の割合が多い県北部の状況をご視察いただけるのではないかと見込んでおります。

また、今年度の実地視察では、多くの委員の方にご出席いただける日程調整ができなかったことを踏まえまして、対象事業場の選定に当たりましては、事業場側が対応可能な日程を幅広に確認しまして、多くの委員の皆様にご出席いただける日時を調整した上でご提案させていただきたいと考えております。近日中に委員の皆様のご予定を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。対象事業場の調整に当たりましては、皆様からいただきましたご意見全てを満たすことは難しいと思われませんが、価格転嫁などの賃上げ原資確保の問題、パートタイム労働者や女性の占める割合が多いなど、令和8年度の審議に生かしていただける実地視察を念頭に調整したいと考えております。

なお、最終的な実施の判断は来年度の第1回岩手地方最低賃金審議会で決定していただく予定としております。

○齋藤会長

ただいま事務局から来年度の実地視察の実施について説明がありました。このことについて岩手地方最低賃金審議会の方針を協議したいと思っております。対象地域、業種等の絞り込みに関する意見等がある委員はご発言をお願いします。このことにつきましては、前回第6回岩手地方最低賃金審議会の際に皆様から様々ご意見をいただきましたが、それを踏まえまして現時点で事務局において検討した結果と考えております。さらに何かご意見があればお伺いいたしまして、準備の参考にしてまいりたいと思っておりますが、何かございますでしょうか。近藤委員どうぞ。

○近藤委員

過去の視察を見ると製造業に偏っている、特に食料品製造業が多いということですので、今回できればサービス業であるとか、あと前回資料を見ていると植村委員から女性の比率が多い事業場がいいというご意見もありますので、エッセンシャルワーカーが多いところ、例えば介護福祉事業だとか、そういったところも一つ可能性としてはあるかと思っております。

○齋藤会長

ありがとうございました。食料品製造業以外の業種ということで進めておりますが、そのとおりということで、できればサービス業ですとか、介護関係のエッセンシャルワーカーですとか、介護以外のエッセンシャルワーカーという意見がございました。参考にさせていただければと思います。それ以外にご意見ございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○齋藤会長

それでは、事務局で相手のあることでございますので、調整が大変な部分もあろうか

と思いますが、委員の皆さんのご意見を踏まえて準備をお願いしたいと思います。

続きまして、令和8年度の審議日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

令和8年度の審議日程（案）につきまして、資料 3のとおり作成させていただいております。

資料 4 1は地域別最低賃金、資料 4 2は特定最低賃金の効力発生予定日一覧となります。丁寧な審議を行うことと審議を尽くすという意味で、10月1日発効となる審議日程ではございませんが、専門部会は連続した日程とならないこと、多くの委員の方へ出席いただける日程調整を行うこと、丁寧な審議を行うことと審議を尽くすことを踏まえ、予備日を増やすなどできるだけ余裕を持たせた形で審議日程を組みますと、お示したようなスケジュールになります。この日程ですと、8月28日金曜日に答申をいただき、最短の発効日は10月29日木曜日となります。なお、専門部会の進捗状況によっては、第4回岩手地方最低賃金審議会いわゆる答申の審議会でございますが、こちらを予備日などに前倒しするというのも皆様にご相談させていただきながら調整したいと考えております。この審議日程案は来年度の第1回岩手地方最低賃金審議会承認いただくこととなりますが、基本的には審議日程案の日時で調整してまいりたいと考えております。

なお、後ほどご報告いたしますが、来年度の6月4日から5日にかけて、中央最低賃金審議会の地方視察が予定されております。委員の皆様に関係する日程としまして、6月5日金曜日にスケジュールを入力しております。資料 3の上から2つ目の6月5日のところになります。こちらの審議日程案につきまして、岩手地方最低賃金審議会のご意見を賜りたいと思います。

○齋藤会長

それでは、事務局から意見を求めたい旨の依頼がありましたので、このことについて岩手地方最低賃金審議会の意見を取りまとめたいと思います。ただいまの説明につきましてご意見あるいはご質問ございましたらお願いいたします。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

1つ確認になりますが、6月5日の意見交換会というのは、午前とか午後とかどちらかぐらいは分かりますか。

○齋藤会長

事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

まだ厚生労働本省から具体的スケジュールが示されておられません。当日は、事務局と公労使それぞれ約45分ずつ意見交換をしたいとのことです。本省から連絡が入りましたら、速やかに皆様にもご連絡したいと思います。

○齋藤会長

現在のところ、情報は入っていないとのことです。情報が入りましたら、速やかにお知らせするというところでございます。事務局どうぞ。

○事務局 労働基準部長

室長説明の補足でございます。中央最低賃金審議会の視察ですが、1日目も2日目も含めて岩手労働局が案を示して本省と協議ということですので、例年だと2日目の午前中に公益委員から順番にそれぞれ45分ずつという形ですから、ご都合が悪い時間があれば今の段階ですと調整できると思いますので、一旦こちらで案を示して、そこでどうしても予定が合わないこともあるかと思っておりますので、本省に調整させていただく前に皆様方の予定等も踏まえて案を出させていただきたいと思っております。

○齋藤会長

皆様のご都合をお聞きして、それを踏まえて午前、午後がよいとか調整をされるということですね。小菅委員どうぞ。

○小菅委員

さっき言えばよかったのですが、実地視察ですが17日から26日という広い範囲での候補日で、前回瀬川委員がおっしゃったと思いますが、あらかじめ皆さんのスケジュールが決まっているから、おおよその日程を決めた方がいいと思うのですが、もう少し絞れないでしょうか。相手方もそうだと思いますが、ある程度の日程感を持って交渉しないと相手方も大変だと思うので、せめて1週間のうちの5日間のところで候補日を絞ってとか、今は各委員は6月ぐらいまでのスケジュールだったら見えていると思うので、おおよその日程感だけでも押さえた方がいいと思いますがどうでしょうか。

○齋藤会長

事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

現在調整をしている事業場ですが、17日から26日の間で対応可能な日時を確認させていただいています。さらに先ほどお話ししましたが、この後委員の皆様のスケジュールも確認させていただき、事業場の都合がいい日時と皆様のご出席いただける日時が合うところで調整したいと考えておりますので、そこができましたらメールなどで皆様に日程を事前にご連絡させていただきたいと思っております。

○齋藤会長

ということは、今ちょうどそのあたりの調整をしているところで、間もなく皆様のご都合と相手の都合で決めていきたいということですね。

○事務局 賃金室長

はい。

○齋藤会長

ではよろしく申し上げます。それでは、8年度の日程等はよろしいですね。

#### (4) その他

○齋藤会長

それでは、次の議題(4)「その他」です。事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

3点ほどご報告がございます。

まず、1点目ですが、令和8年度の審議日程(案)でお話しさせていただきました中央最低賃金審議会の地方視察についてです。皆様にはご対応の可否についてご確認させていただいておりますが、6月4日から5日にかけて中央最低賃金審議会の地方視察を岩手で実施するとの連絡が厚生労働省からございました。具体的内容等は厚生労働省と調整中ですが、6月4日は中央最低賃金審議会委員による事業場視察、6月5日は中央最低賃金審議会委員と岩手地方最低賃金審議会委員との意見交換が予定されております。皆様には6月5日の中央最低賃金審議会委員との意見交換にご出席いただく予定となっております。意見交換は、事務局、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の4部構成となる見込みで、先ほどもお話しさせていただきましたが、時間、場所が決まりましたら皆様にご連絡させていただきます。皆様にはお忙しいところご面倒をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。1点目は以上でございます。

○齋藤会長

近藤委員どうぞ。

○近藤委員

説明を止めて大変恐縮です。この意見交換について、先ほどは日程の件だったので、今ここで発言させていただきますが、事前に意見交換の内容などが先方から示されるのでしょうか。もしそうであれば、事前に対応したいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局 労働基準部長

事前に質問項目が示されるとかまだ明確ではないので、少なくとも今年度視察が行われた愛媛局でどういうことを聞かれたかとか、共有させていただきたいと思います。来週以降4月上旬にかけて具体的日程等を本省と詰めていく予定です。

○近藤委員

もしこういうことで意見を聞きたいというものがあれば、事前にできるだけ早くいただければ対応したいと思います。ありがとうございました。

○齋藤会長

それでは、よろしく願います。では、2点目願います。

○事務局 室長補佐

2点目は、最低賃金に関する要請についてご報告いたします。前回の審議会以降、最低賃金に関する要請書が2通提出されております。

資料 5を御覧ください。2月18日付けいわて労連議長と盛岡労連議長連名で「最低賃金の抜本改善及び雇用改善について」の要請書が提出されております。裏面を御覧ください。裏面の記の を読み上げます。「最低賃金の抜本的な改善に向けて。2026年度の最低賃金の改定にあたっては、時間額1,700円以上の早期達成を目指して積極的な審議を行うこと」とあり、以下読み上げは省略しますが、8項目の要請がなされております。続いて3ページ目を御覧ください。 に雇用対策等についてとあります。「物価高により、雇用と地域経済に大きな影響が出ています。下記の事項について取り組むこと」とあり、「岩手県が行う「物価高騰対策賃上げ支援金制度」のように、賃上げを行う中小企業を直接支援する制度を国においても行うこと。中小企業の社会保険料免除など、事業者への支援策を講じるよう、関係機関に働きかけること。雇用悪化を防ぐため、

県及び市町村と連携して雇用確保の取り組みを強化すること。そのためにハローワークの体制を強化すること」とあります。以下、読み上げを省略しますが、11項目の要請がなされております。

続いて、資料 6 を御覧ください。3月16日付けで日本労働組合総連合会岩手県連合会会長から、「2026年度最低賃金改定にかかる要請書」が提出されております。こちらの記の1を読み上げます。「令和8年度の岩手地方最低賃金の改定にあたっては、国の強い経済の実現を目指し、総合経済対策の方針等を踏まえた引き上げを実現すること」とあります。記2以降の読み上げは省略しますが、全部で6項目の要請がなされております。

以上、ご報告いたします。

#### ○事務局 賃金室長

3点目のご説明をいたします。「令和7年度答申時の政府要望等に関するとりまとめ」について資料 7 に基づきご報告いたします。

令和7年の岩手県最低賃金の答申において、令和6年度に引き続き政府に対する要望事項及び岩手県に対する要望事項が答申文に盛り込まれております。政府に対する要望事項につきましては、当局から厚生労働省本省に対し審議状況報告とともにお伝えし、岩手県に対しましては、令和7年10月27日付で岩手労働局長から岩手県知事に対して別途要望を行っております。

要望事項に対する取組につきまして全て把握しておりませんが、把握している範囲で簡単になりますが、ご説明させていただきます。資料 7 とこれに附随する資料としまして、机上配付資料3を用意しております。まず、政府要望に対する1点目生産性向上支援の関係ですが、業務改善助成金は令和7年度の受付は既に終了しておりますが、令和7年9月5日より制度の一部が改定され、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内のところ、改定後の地域別最低賃金未満まで拡大されております。また、賃上げ後の申請は不可でしたが、賃金引上げ計画の事前提出について省略可能という制度に改定されております。

また、厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成して周知させていただいております。リーフレットは机上配付資料の参考資料2として添付させていただいております。

今国会で令和8年度予算の審議をいただいているところですが、業務改善助成金、働き方推進支援助成金、人材開発支援助成金、それと教育訓練給付等、人材確保等支援助成金などの各助成金について、令和8年度予算で新設や改定が予定されております。

また、岩手労働局では、賃上げに資する各種制度や助成金につきまして、岩手県と共同でパンフレットを作成し、ホームページへの掲載、各種事業所対象説明会や関係機関に配布するなどにより周知させていただいております。

また、中小企業庁、経済産業省の関係になりますが、収益向上のヒント、補助金、助成金、税制相談窓口などがチェックできる特設サイトを設置するなどによって周知をしております。

要望の2点目、中小企業、小規模事業者の賃上げ実現に向けて労働生産性を引き上げ

るため、設備投資の促進に対する税制や省力化投資の補助金による支援強化などのご要望についてですが、こちらも主に経済産業省や中小企業庁の関係ですが、デジタル化・AI導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金や、賃上げ促進税制、固定資産税の特例措置などが行われています。

3点目の価格転嫁対策の関係ですが、こちらも中小企業庁などになりますが、中小受託取引適正化法による価格転嫁取引適正化支援、取引駆け込み寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策などや、よろず支援拠点などについても、中小企業庁と厚生労働省が一体となって周知に取り組んでおります。

4点目の賃上げに起因する就業調整の原因となる税控除、社会保険料制度の見直しについては、所得税の扶養基準が103万円から123万円に引き上げられることや、キャリアアップ助成金に、短時間労働者労働時間延長コースを創設ということもございます。また、令和8年4月から社会保険の扶養控除基準が実際の収入ではなく、労働契約上の年収が基準内であれば一時的な残業などで実際の収入が増えても引き続き扶養に入り続けることが可能という制度改正が予定されています。

5点目でございます。中長期的な対策を実行するため、単年度予算による補助金等の施策のみならず基金化等を活用した複数年度にまたがる継続的な支援策を講じることということですが、現時点では支援策はございませんが、要望事項につきましては厚生労働省に伝達しております。

また、岩手県に対する要望ですが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、令和7年10月27日付で岩手労働局長から知事に対して要請を行っております。県では、物価高騰対策賃上げ支援金が12月の県議会で採択され、令和8年2月13日から申請の受付が開始されております。

非常に簡単な説明で申し訳ございませんが以上となります。また、新たな情報等がございましたら次年度の審議会でご報告させていただきます。

○齋藤会長

ただいま3点ご報告がございました。1点目の中央最低賃金審議会の視察について何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○齋藤会長

それでは、2点目の要請についてご質問、ご意見ございませんか。

(委員から「なし」の声)

○齋藤会長

それでは、3点目の令和7年度答申時の政府要望等に関する取りまとめについてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。藤田委員どうぞ。

○藤田委員

時間の関係もございますので、簡潔に2点質問させていただきます。

1点目ですが、前政権での骨太方針であるとか、閣議決定であるとか、中央最低賃金審議会の目安を上回った県には特別な対応をすると明記され、それを基にいろいろ説明もありましたが、特別な対応はどのようなものか把握されていますか。

2点目、その中で説明資料 7にございましたが、特別な対応の種類に分類されるような支援策はあるのでしょうか。この2点です。

○齋藤会長

1点目は本県の答申の中にもありましたが、いわゆる重点支援地方交付金の関係、目安を上回った県についてはそれなりの対応をすることについてどうなったのかということが1点目ですね、藤田委員。

○藤田委員

個別ごとではなくて、中央最低賃金審議会における目安額を上回った県に対して、要は地方の最低賃金審議会が目安を上回った県に特別な対応するとありましたが、具体的にどんなものが把握しているのかというのが1点目。2点目は、資料 7等に把握しているものがあれば具体的なものをお示しく下さいという意味です。

○齋藤会長

1点目は、特別な対応について具体的にどういうものが把握しているかということと、資料7の中にそれがあるかということですね。分かりました。それでは、事務局で回答できるものがあればお願いいたします。

○事務局 労働基準部長

1点目です。夏頃だったと思いますが、目安額を上回った県については特別な対応について本省に確認したところ、基本的には最低賃金額の引上げなどを踏まえて交付金額に影響があったとは聞いていますが、どの程度影響があるとか、金額など具体的なところまでは把握していないということでございます。

○齋藤会長

ということは、最低賃金の引上げ額によって交付金に対して影響があったのではないかとということですが、具体的な中身までは分からないということですか。

○事務局 労働基準部長

少し補足しますと、交付金の額を決定する上で、最低賃金の引上げ額などを踏まえた部分も考慮するような計算にはなっているとは聞いていますが、それがどの程度金額的に影響があったかということまで、具体的に最低賃金だけではなく、他の色々な要素も含めて交付金額を決めると聞いていますが、詳細まで把握していない状況です。

○齋藤会長

地方交付金を算定する際は様々な算定式を入れて、その他の要素も入れ込むと思いますが、その中には今回の件も入っているだろうということですが、具体的な算定式や中身までは明らかにされていないという説明でございました。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

交付金というのは、都道府県に配分される特別地方交付税交付金か、それとも市町村に対しても同じことか、そこを明確にしてください。

○齋藤会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局 労働基準部長

都道府県に対しての交付金です。

○齋藤会長

近藤委員どうぞ。

○近藤委員

今のご説明ですと、専門部会の部会長としてもゆゆしき事態かと思っていまして、政府が約束したことに對して、結局曖昧な形でぼやかしてしまっている。しかも、地方交付税交付金を配慮しますということになると、政府もそこでぼやかしているし、では県に増額した分を幾ら最低賃金の賃上げに伴う助成金に回すかということで、2段階でぼやかしが出てしまうという形になりますので、これはちょっとゆゆしき事態かなということで、中央最低賃金審議会の意見交換で私としては言いたいと思っております。

○事務局 労働基準部長

最低賃金を岩手だと目安額プラス15円上げてどれくらい影響したかとか、結構細かく本省賃金課にも確認したのですが、先ほど申し上げたような回答しかできないという状況なので、ぜひ中央最低賃金審議会の意見交換で言っていただければと思います。

○齋藤会長

それ以外ございませんか。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

今に関連してですが、いずれ国が地方交付金を決めたのは昨年末の補正予算なのです。その時はもう石破総理ではなく高市総理になっているのです。ただ、約束をした一人は赤澤現経済産業大臣ですから、交付金自体は総務省であっても、実際そこが本当にどうなっているか全く見えないというのは近藤委員がおっしゃるとおりで、そこは厳密に確認していただきたいと思っています。

ちょっと付け加えて言えば、令和8年度は石破内閣と違って責任ある積極財政という言葉の中で、どんどん財政が膨らんでいるのです。当初予算が今どのくらい決まるかわかりませんが、いずれ6月の骨太方針が出てこない、どういう施策がどういう展開になるか見えないというのが我々中小企業支援の中間機関の共通認識です。なので、6月の骨太方針を待って、地方最低賃金審議会で様々検討しなければならないだろうと考えているところです。

ですから、この支援策についても本当に実効性があるものかどうか分からないし、ましてや生産性向上と大上段で政府は言っているのですが、生産性向上の具体的なツールが全くないのです。稼ぐ力と高市総理は言っていますが、中小企業が稼ぐ力をつけるための具体的な施策が全然出てこない、我々としても動きようがない。17業種、半導体とか、造船とか、そういうのはぼんぼん出てきますが、中小企業支援というのが全く出てこない。これはゆゆしき事態だと思っていまして、そこを岩手労働局としても情報をつかんでいただきたいと思っています。

○齋藤会長

まさに皆さんがおっしゃるとおり、本県の最低賃金の答申についての政府要望、一番最初に重点支援等の具体的内容を明確にするとともに、確実に実行することというのはあえて書き込んだところもございました。そういう経緯からも各県ともに非常に影響を与えた施策だったと思いますので、そこについては責任を持って対応していただきたい

というご意見はもっともだと思しますので、それについて政府に対して伝える機会があれば伝えていただきたいと思います。

それでは、3点目のご質問、ご意見がさらにある方はお願いします。よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

## 2 その他

○齋藤会長

それでは次に、次第2のその他に入ります。皆様から何かございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

特になければ、これで議事を終了します。